

空港法(昭和31年法律第80号)第26条第1項の規定により、熊本空港脱炭素化推進協議会 を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

熊本空港脱炭素化推進協議会

- ○構成員の氏名又は名称 (順不同、敬称略)
- 〈空港管理者〉

大阪航空局、熊本空港事務所

〈関係事業者〉

熊本国際空港(株)、九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所、九州運輸局熊本運輸支局、長崎税関八代税関支署熊本空港出張所、熊本県防災消防航空センター、日本航空(株)熊本空港所、全日本空輸(株)熊本空港所、(株)ソラシドエア熊本空港支店、天草エアライン(株)、(株)フジドリームエアラインズ熊本空港支店、ジェットスタージャパン(株)、熊本空港給油施設(株)、九州産交ツーリズム(株)

〈関係地方公共団体〉

熊本県

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項